

訂正のお知らせ（ハンドブック消費者 2010）

本年 9 月 8 日付けで当庁のホームページに掲載しております「ハンドブック消費者 2010」につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

訂正箇所	正	誤																				
84 ページ 28 行目	…書面（契約書面）を受け取ってから <b>20 日間</b> が経過するまでは…	…書面（契約書面）を受け取ってから <b>8 日間</b> が経過するまでは…																				
88 ページ 最下行	オ) <b>3,000 円</b> 未満の現金取引	オ) <b>3,000 万円</b> 未満の現金取引																				
89 ページ 表 7 行目～9 行目	<table border="1"> <tr> <td>割賦販売法</td> <td>個別信用購入あっせん（定義については第 2 条第 4 項）</td> <td>個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が訪問販売等において個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合等において、当該契約の申込者等が個別信用購入あっせん業者に係る法定書面を受領した日から起算して一定期間（下記参照）を経過するまで</td> <td>第 35 条の 3 の 10 及び第 35 条の 3 の 11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>訪問販売：8 日 電話勧誘販売：8 日 特定連鎖販売個人契約：20 日 特定継続的役務提供等契約：8 日 業務提供誘引販売個人契約：20 日</td> <td></td> </tr> </table>	割賦販売法	個別信用購入あっせん（定義については第 2 条第 4 項）	個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が訪問販売等において個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合等において、当該契約の申込者等が個別信用購入あっせん業者に係る法定書面を受領した日から起算して一定期間（下記参照）を経過するまで	第 35 条の 3 の 10 及び第 35 条の 3 の 11			訪問販売：8 日 電話勧誘販売：8 日 特定連鎖販売個人契約：20 日 特定継続的役務提供等契約：8 日 業務提供誘引販売個人契約：20 日		<table border="1"> <tr> <td>割賦販売法</td> <td>割賦販売（定義については第 2 条第 1 項）</td> <td>申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで</td> <td>第 4 条の 4</td> </tr> <tr> <td>割賦販売法</td> <td>ローン提携販売（定義については第 2 条第 2 項）</td> <td>申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで</td> <td>第 29 条の 3 の 3</td> </tr> <tr> <td>割賦販売法</td> <td>割賦購入あっせん（定義については第 2 条第 3 項）</td> <td>申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで</td> <td>第 30 条の 2 の 3</td> </tr> </table>	割賦販売法	割賦販売（定義については第 2 条第 1 項）	申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで	第 4 条の 4	割賦販売法	ローン提携販売（定義については第 2 条第 2 項）	申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで	第 29 条の 3 の 3	割賦販売法	割賦購入あっせん（定義については第 2 条第 3 項）	申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで	第 30 条の 2 の 3
割賦販売法	個別信用購入あっせん（定義については第 2 条第 4 項）	個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が訪問販売等において個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合等において、当該契約の申込者等が個別信用購入あっせん業者に係る法定書面を受領した日から起算して一定期間（下記参照）を経過するまで	第 35 条の 3 の 10 及び第 35 条の 3 の 11																			
		訪問販売：8 日 電話勧誘販売：8 日 特定連鎖販売個人契約：20 日 特定継続的役務提供等契約：8 日 業務提供誘引販売個人契約：20 日																				
割賦販売法	割賦販売（定義については第 2 条第 1 項）	申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで	第 4 条の 4																			
割賦販売法	ローン提携販売（定義については第 2 条第 2 項）	申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで	第 29 条の 3 の 3																			
割賦販売法	割賦購入あっせん（定義については第 2 条第 3 項）	申込者等が契約の内容を明らかにする書面等を受領した日以後において業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた日から起算して 8 日を経過するまで	第 30 条の 2 の 3																			
89 ページ 表 12 行目	(削除)	<table border="1"> <tr> <td>商品投資に係る事業の規制に関する法律</td> <td>商品投資契約（定義については第 2 条第 1 項）</td> <td>顧客が商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまで</td> <td>第 19 条</td> </tr> </table>	商品投資に係る事業の規制に関する法律	商品投資契約（定義については第 2 条第 1 項）	顧客が商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまで	第 19 条																
商品投資に係る事業の規制に関する法律	商品投資契約（定義については第 2 条第 1 項）	顧客が商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまで	第 19 条																			

訂正箇所	正				誤			
89 ページ 表 13 行目	金融商品取引法	投資顧問契約（定義については第 2 条 第 8 項）	顧客が契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまで	第 37 条の 6 及び施行令第 16 条の 3	有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律	投資顧問契約（定義については第 2 条 第 1 項）	顧客が契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまで	第 17 条
121 ページ 15 行目	… 8 日間 は契約の解除を…				… 9 日間 は契約の解除を…			

**【 問 い 合 わ せ 先 】**  
 消 費 者 庁 企 画 課  
 担 当 佐 藤 、 片 桐  
 TEL 03-3507-9166